

市街地の基地相次ぐ 土地利用規制法 180カ所新たに指定へ

防衛省本省など 住民監視が本格化



防衛省＝東京都新宿区

政府は11日、第6回「土地利用状況審議会」を開催し、土地利用規制法に基づき第3回の指定候補として、全国25都道府県の180カ所を示しました。防衛省本省がある市ヶ谷庁舎（東京都）をはじめ、人口密集地の自衛隊基地が相次いで候補となり、本格的な住民監視が進む恐れがあります。今後、地元自治体の意見聴取を行い、年内にも指定を迫っています。 ↓候補一覽の面

180カ所の内訳は「特別注視区域」46カ所、「注視区域」134カ所で、区域指定

されたら、周囲への監視対象となり、「機能阻害行為」が確認されれば国が中止を勧告・命令。従わなければ刑事罰が科せられます。そのほか、司令部機能を有するなど、特別注視とされる「特別注視区域」で中土地の売買で国に届け出が必要となります。

政府はこれまで210カ所を指定しており、今年度中

弾薬庫（広島県）や福岡空港内にある板付基地（福岡県）
|| 注視区域 || など6カ所が米軍基地として初めて対象となりました。
一部が特別注視区域 || 名古屋飛行場、福岡空港などをめぐり、民間空港も注視区域の対象です。

伊方原発（愛媛県）や、玄海原発（佐賀県）など3カ所
自衛隊施設が隣接し自衛隊の原子力施設も対象（注視区域）と山形空港（山形県） || 域 || となりました。

今回は、防衛省市ヶ谷庁舎、練馬駐屯地、府中基地（東京都）、西武野郎駐屯地（千葉県）、千歳基地（北海道）、百里基地（茨城県）、岐阜基地（岐阜県）、浜松基地（静岡県）、異地方総監部（広島県）、築城基地（福岡県）、新田原駐屯地（高知県）などを特別注視区域として指定した。

また、異第16空挺団（広島県）の一部が特別注視区域 || 広島